

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第14号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改正後	改正前
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）
機 械 器 具	機 械 器 具
(略)	(略)
3 測定試験機器	3 測定試験機器
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(8)</u> 蛍光X線膜厚測定機
<u>(9)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(12)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
<u>(13)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(15)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(17)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)
<u>(19)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)
<u>(20)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)
<u>(21)</u> (略)	<u>(21)</u> (略)
<u>(22)</u> (略)	<u>(22)</u> (略)
<u>(23)</u> (略)	<u>(23)</u> (略)
<u>(24)</u> (略)	<u>(24)</u> (略)
<u>(25)</u> (略)	<u>(25)</u> (略)
<u>(26)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)
<u>(27)</u> (略)	<u>(27)</u> (略)
<u>(28)</u> (略)	<u>(28)</u> (略)
<u>(29)</u> (略)	<u>(29)</u> (略)
<u>(30)</u> (略)	<u>(30)</u> (略)
<u>(31)</u> (略)	<u>(31)</u> (略)
<u>(32)</u> (略)	<u>(32)</u> (略)
<u>(33)</u> (略)	<u>(33)</u> (略)
<u>(34)</u> (略)	<u>(34)</u> (略)
<u>(35)</u> (略)	<u>(35)</u> (略)
<u>(36)</u> (略)	<u>(36)</u> (略)
<u>(37)</u> (略)	<u>(37)</u> (略)
<u>(38)</u> (略)	<u>(38)</u> (略)

(38) (略)	(39) (略)
(39) (略)	(40) (略)
(40) (略)	(41) (略)
(41) (略)	(42) (略)
(42) (略)	(43) (略)
(43) (略)	(44) (略)
(44) (略)	(45) (略)
(45) (略)	(46) (略)
(46) 電波暗室（次号及び第48号に掲げるものを除く。）	(47) 電波暗室（次号及び第48号の2に掲げるものを除く。）
(47) (略)	(48) (略)
(48) (略)	(48)の2 (略)
(49)～(62) (略)	(49)～(62) (略)
(63) (略)	(62)の2 (略)
	(63) レーザ測長器（運動精度測定システムを含む。）
(64)～(122) (略)	(64)～(122) (略)
(123) (略)	(123) <u>ガスクロマトグラフ</u>
(124) (略)	(124) (略)
(125) (略)	(125) (略)
(126) (略)	(126) (略)
(127) (略)	(127) (略)
(128) (略)	(128) (略)
(129) (略)	(129) (略)
(130) (略)	(130) (略)
(131) (略)	(131) (略)
(132) (略)	(132) (略)
(133) (略)	(133) (略)
(134) (略)	(134) (略)
(135) (略)	(135) (略)
(136) (略)	(136) (略)
(137) (略)	(137) (略)
(138) (略)	(138) (略)
(139) (略)	(139) (略)
(140) (略)	(140) (略)
(141) (略)	(141) (略)
(142) <u>繊維厚さ測定器</u>	(142) (略)
(143) <u>非接触ひずみ測定システム</u>	
4 その他	4 その他
(1)～(16) (略)	(1)～(16) (略)
(17) <u>ナノインプリント装置</u>	
(18) <u>遠隔操作システム</u>	
備考 (略)	備考 (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。